

平成27年西尾市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成27年4月30日

西尾市監査委員 手嶋英夫
西尾市監査委員 長谷川敏廣

第1 請求文

1 措置請求書

西尾市職員措置請求書

平成27年3月2日

西尾市監査委員 手嶋英夫 殿
同 長谷川敏廣 殿

請求の要旨

この請求は、3消防団の詰所点検の実態が、地方自治体の組織としては余りにも恥ずかしいものであり、その業務運営の是正を求めるものである。

1. 各消防団長がその必要性を認めたとは言い難い状況の中で支給された費用弁償額28千円の返還措置を請求する。
2. 前1項の可否に拘わらず、地方自治体の組織として恥ずかしくないように業務内容の明確化と、業務遂行の公明な確認、更には統制のとれた運営への是正措置を講ずることを請求する。

(H24,25 年度 分団別詰所点検回数) 請求の理由

分団名	区分	H24	H25
一色西部	年末点検	1	0
	その他	0	0
	計	1	0
一色中部	年末点検	0	0
	その他	0	0
	計	0	0
一色東部	年末点検	1	0
	その他	0	3
	計	1	3
一色佐久島	年末点検	0	0
	その他	0	0
	計	0	0
吉良第1	年末点検	0	1
	その他	0	4
	計	0	5
吉良第2	年末点検	0	0
	その他	0	1
	計	0	1
吉良第3	年末点検	1	0
	その他	0	0
	計	1	0
幡豆第1	年末点検	1	1
	その他	0	1
	計	1	2
幡豆第2	年末点検	1	1
	その他	0	3
	計	1	4
合計	年末点検	5	3
	その他	0	12
	計	5	15

※1 上記「年末点検」は、別紙-1, 2の「年末点検」または「年末点検及び年末警備」の回数

(問題)

①年間たったの12回のみの通常点検しかしていないが、なぜこの時期なのか？単なる思い付きとしか思えない。また、仮に普段の清掃もしていないとしたら、それこそ公務員としての資質を疑われても仕方がない。

②中でも、吉良第1分団は、H25. 4. 3 に2人で1時間の点検の後、詰所を使用もしていないのに4. 13 と4. 15 の2度も全く意味のない点検を実施している。これでは、団長が必要と認めた活動とはとても言うことは出来ない。

③年末点検においても、幡豆第2分団が12. 29の午後に「年末点検及び年末警備」を実施しているのに対して、吉良第1分団と幡豆第1分団は「年末点検」を午前、「年末警備」を午後にと分けて実施し、それにより費用弁償を夫々12千円、36千円の計48千円を余分に発生させている。これは、コスト意識が全く欠損していることの証左である。

④「詰所点検」の延べ時間が2. 0Hから54. 0Hと非常に大きなバラツキを示しているが、

左表に見るように、消防団員の自分たちの職場「詰所」の掃除・手入れ等の実施状況は分団ごとにバラバラで、地方自治体の組織としては全く統制がとれていない。

通常私企業では、昼休みあるいは終業後に無償で事務所の清掃をしている。

勿論仕事納めの日には全員で大掃除をする。24年度を見てみると、9分団中5分団が年末点検をしているが、これは理解出来る。

それ以外の清掃・点検の実績がないのは、良く解釈すれば、分団会議・分団訓練の後で清掃しているのであろう。

それに対して、25年度は年末点検が9分団中3分団に減り、一方でその他の時期の点検が12回も発生している。

その詳細は別紙-2に見る通りであり、下記のような問題を含んでいる。

これは「詰所点検表」に相当するものが存在しないことによるもので、実際に何をしていたのか見当も付かない。

上記より、「詰所点検」に関する問題点は、次のように整理出来る。

1. 詰所点検に際して何をすべきかが明示されていないため、所要時間に大きなバラツキがある。(無管理状態)
2. 年末点検ですら、実施する分団、実施しない分団があり、各消防団内はもちろん3消防団間の連携もとれていない。(自治体組織の有り様か?)
3. 年末点検以外の詰所点検について、点検表もなく、実施時期が思い付きで、しかも全く意味のない点検が行われるようでは、各団長がその必要性を認めているとは言い難い。仮に、団長がその必要性を認めているとするなら、このように分団ごとに異なるやりかたを放置すること自体が組織の「長」としての「管理能力の欠如」を具現するものである。
4. ことあるごとに消防団長等は「ボランティア精神で」と言うが、コスト意識の欠如どころか、思い付きの、小遣い稼ぎとしか言えない運営実態である。
5. H24年度に1度もなかった「その他の点検が、H25年度に12回も実施されたことになっているが、その内容は上記、1～4の問題を含むもので、市民としては全く認め難いものである。

以上のことから、監査委員においては、西尾市長に対して、以下の措置を講ずるよう勧告することを請求する。

1. 各消防団長が判然とその必要性を認めたとは言い難いその他点検12回のうち、第4四半期の下記実施期日の詰所点検に掛かった費用弁償額計28千円を返還させること。
 - ・一色・東部分団 H26.2.19 6千円
 - ・一色・東部分団 H26.3.22 8千円
 - ・吉良・第1分団 H26.3.21 14千円(計) (28千円)
2. 前1項の可否に拘わらず、地方自治体の組織として恥ずかしくないように業務内容の明確化と業務遂行の公明な確認更には地方自治体組織としての統制のとれた業務遂行への是正措置を講ずること。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

請求者

住所 ●●●●●●●●●●

職業 ●●

氏名 ●●●●●●

(措置請求書は、原文のまま登載した。)

2 事実証明書

- ・平成 24 年度 分団別詰所点検の実績（請求人作成）
- ・平成 25 年度 分団別詰所点検の実績（請求人作成）
- ・詰所（車庫）管理・保管備品点検表（平成 25 年 6 月 17 日 一色東部分団）
- ・決裁写し（平成 26 年 3 月 11 日付け起案「西尾市消防団員に対する費用弁償の支給
について」）

第 2 監査の結果

前記の監査請求について監査した結果を、別紙のとおり請求人に通知した。

西 監 第 1 3 5 号
平成 27 年 4 月 28 日

請求人 ●●●●● 様

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫
西尾市監査委員 長 谷 川 敏 廣

西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 27 年 3 月 2 日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第 4 項の規定により通知する。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

(1) 主張する事実

3 消防団の詰所点検の実態が、地方自治体の組織としては余りにも恥ずかしいものであり、その業務運営の是正を求めるものである。

(2) 違法又は不当とする理由

平成 24 年度に 1 度もなかった詰所点検が、平成 25 年度には 12 回も実施されたことになっている。その内容は、点検表もなく詰所点検に際して何をすべきかが明示されていないため、所要時間に大きなバラツキがあり、実施時期が思い付きで、しかも全く意味のない点検が行われるようであり、各消防団長がその必要性を認めているとは言い難い。

(3) 求める措置

各消防団長がその必要性を認めたとは言い難い状況の中で支給された費用弁償額 2 8 千円の返還措置並びに地方自治体の組織として恥ずかしくないように業務内容の明

確化と、業務遂行の公明な確認、更には統制のとれた運営への是正措置を講ずることを請求する。

(4) 提出された事実証明書

- ・平成 24 年度 分団別詰所点検の実績（請求人作成）
- ・平成 25 年度 分団別詰所点検の実績（請求人作成）
- ・詰所（車庫）管理・保管備品点検表（平成 25 年 6 月 17 日 一色東部分団）
- ・決裁写し（平成 26 年 3 月 11 日付け起案「西尾市消防団員に対する費用弁償の支給について」）

2 請求の受理

本件請求は、平成 27 年 3 月 2 日付けで提出され、監査委員が求めた補正項目に関し、同年同月 9 日に請求人により補正がなされた。その結果、本件請求は法第 242 条第 1 項及び第 2 項の所定の要件を具備しているものと認められたので、同年同月 12 日付けで受理した。

第 2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から辞退の申し出があったため行わなかった。

また、請求人からの新たな証拠の提出もなかった。

2 監査対象事項

平成 25 年度実施された詰所点検に対する費用弁償の支給の適否を監査対象事項とした。

3 監査対象部課

消防団関連事業を所管する消防本部総務課を監査対象部課とした。

4 関係職員の調査

平成 27 年 3 月 22 日、西尾市一色消防団一色東部分団詰所において、分団長立ち会いのもと、詰所点検及び車両点検の現場に立ち会いその活動内容を確認した。

また、消防長、消防本部総務課課長補佐及び主査から詰所点検に対する費用弁償の支給について事情聴取した。

なお、消防本部総務課に対し関係書類の提出を求め調査を実施した。

第 3 監査の結果

監査対象事項について調査した結果は、次のとおりである。

1 「詰所点検」の実態について

「詰所点検」という活動は、請求人の言ういわゆる事務所の掃除や保管備品の点検等をいう。消防団活動の一切を記録する消防団活動報告書（以下「報告書」という。）の項目に「詰所点検」を設けたのは、平成 25 年度以降であり、平成 24 年度に行われた詰所の掃除等は、「車両点検」や「機器具整備」の項目で処理されている。

また、その実施にあたっては、各分団の計画に基づいて、分団長が各団員の生業の合間を見て、担当者の都合を調整しながら行われている。

2 平成 25 年度の「詰所点検」について

請求人が特に指摘した吉良第 1 分団の「詰所点検」の内容を見ると、具体的には、書類の整理、衣類の在庫整理あるいは、側溝の掃除などであって、これらも各団員の日程調整や天候の状況を見ながらそれぞれ実施したものである。その際、分団長は備え付けの報告書と点検表に実施した「詰所点検」について記録し、団長の承認のもと消防本部へ提出している。

また、その他の分団における詰所点検についても、吉良第 1 分団とほぼ同様である。

3 消防本部における事務処理について

消防本部は、消防団から提出された報告書と点検表を確認するとともに精査し、活動に係る費用弁償について、条例等に依り的確に事務処理している。

第 4 監査委員の判断

請求人が指摘した「詰所点検」を始めとして全ての消防団活動は、地域の安全安心の確保を目標に消防団活動を全うするため、団長あるいは分団長が、平素は生業を持つ団員達の限られた時間の中で日程調整をしながらも、計画的に取り組んでいるものであって、請求人が「思いつき」という短絡的なものではない。

一方、消防本部においては、提出された報告書や点検表の内容をその都度確認し、これに係る費用弁償の支給についても適正に処理していると認められる。

第 5 結 論

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと認め本件請求を棄却する。

（意見）

請求人は、長年、消防団活動について多くの問題点を提起されました。

事前に公文書の公開請求をするなど、行政現場の実態について緻密に分析検討され、その結果について一般市民感覚の目線で、厳しい指摘をされて来られました。

その市政を想う熱意に対し、常に敬意を持って対応しております。